



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社トリドール
(コード番号 3397 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 栗田 貴也
問合せ先 取締役総務部長 小島 義昭
電話番号 078-200-3430

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。また、その他、条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 } └─┬─┘ [条文省略] 第6条 }	第1条 } └─┬─┘ [現行どおり] 第6条 }
(自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	[削 除]
第8条 } └─┬─┘ [条文省略] 第40条 }	第7条 } └─┬─┘ [現行どおり] 第39条 }
[新 設]	(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u>
(期末配当および基準日) 第41条 当社は、 <u>毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対して期末配当金としての剰余金の配当を行う。</u> [新 設]	(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の <u>期末配当の基準日</u> は、 <u>毎年3月31日とする。</u>
(中間配当および基準日) 第42条 当社は、 <u>毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対して中間配当金としての剰余金の配当を行うことができる。</u>	2 当社の <u>中間配当の基準日</u> は、 <u>毎年9月30日とする。</u> [削 除]
第43条 [条文省略]	第42条 [現行どおり]

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年 6 月28日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成24年 6 月28日 (木曜日)

以 上